



450円の30年払いです。共済の支払いは、月々3万8420円です。

私の手取収入は、共済の返済を差引かれて28万7296円（平成15年3月20日給料明細より）でしたので、月給半分と賞与全額が、すべて住宅ローンの返済になる、という無理をして、マイホームを手にしたのです。

私には、住宅ローンの残りの月14万円で家族4人を扶養しなければならない責任があります。

## 2 保証した経緯

私は、手抜き工事の被害と不満はありましたが、他の人の中には、まだ工事が途中なのに、工事業者がいなくなって困っていた人もいて、まだ被害は少ないほうでした。工事の途中で放り出されたものの後始末に、この世話になった不動産屋がお金を出して次の業者に頼んで仕上げたり、とか、頑張っているな、と思っていましたので、平成14年10月に保証人になることを頼まれて、保証人が必要というのだからサラ金ではない、銀行みたいな貸付だろう、と思い、引き受けました。当時、SFCGとは何物か全く知りませんでした。

私にとっては、既に土地を購入して平成14年3月に建物も建った不動産について、「世話になった」という関わりしかなく、何の利害関係もありません。保証をしたからといって、何の利益もありません。

この不動産屋の手がけていた物件を知っていたので、主債務者の不動産屋が持物を処分するなら払えるだろう、位に軽く考えていました。

私は多額の住宅ローンを組んだばかりでしたので、支払の余力はなく、そのことを不動産屋も承知していましたので、私が払わなければならないという事態は正直いって予想していませんでした。

いくらの保証をしたのかについては、何も聞かされていませんでした。

金利はいくらか、という説明もありませんでした。保証した時には、何枚かに次々と記入を求められて、印は「こちらで押します」といって、印はSFCGの担当者が押しました。これらの書類は、保証のために必要、という程度で、何に使われるのかという説明は全くありませんでした。私には何の書類も渡されていません。SFCGが契約書の私の分を作らなかったのか、それとも、不動産屋が私の書類まで持っていったかは分かりません。

後から700万の保証ということを知りましたが、その時は、もっと少ない金額の保証とっていました。

保証をした翌月の11月に、「公正証書」というものが送られてきました。

私は公正証書とは何か知りませんでしたが、読んでみると、物騒なこと（強制執行できるということ）が書いてあったので、心配になって、SFCGに電話を掛けました。

そうすると、やさしく「何も心配ありません。借りたTさんが支払っていますから問題ありません。」と言われましたので、少し胸をなで下ろしました。

後に弁護士さんに委任した時に、公正証書というものは、公証役場に自分で行くか、委任状がなければ作ることができない、ということを知らされ、「私は誰にも委任した覚えはないのにおかしいな」と思いました。公正証書には、Tと私の代理人はM[ ]という司法書士だというように書いてありますが、私はこの人に会ってもいませんし、この人に委任した覚えもありません。

同僚のYも、500万円貸付の際に保証人になったのでした。

### 3 主債務者の自己破産

保証をしたのが平成14年10月でしたが、翌年の平成15年2月には、借りた不動産屋が自己破産をするために弁護士に頼んだという話を聞きましたので、私もYも請求を受けたり差押を受けたりしては大変と、2人で弁護士委任をしました。弁護士委任の時には、Tも事情説明に同行しました。

その時に初めて、Tが次々とSFCGから3500万円も借りたことが分かりました。Tが言うことには、しっかりした保証人さえいれば、いくらでも貸しますと言われた、Tの返済能力については何も聞かれなかった、と言っていました。私の場合には保証人の私にも返済能力はないのに、地方公務員で持家だというだけで、700万という大きな金額を支払わなければならない苦境に立ってしまいました。

借りて間もないので、■■■■ 弁護士の話では、殆どの債務が残っているという話でした。受任の内容証明郵便を出していただく時にも、差押を受けないように、大変気を使っていただきました。

利息制限法の残金がない場合や、過払金がある場合にも、平成12年夏以後は、SFCGは、給料や売掛金を次々と差押えをした、ということ、私も最高裁判所に出されたアンケートを読んで知りました。弁護士から受任通知が届いただけで、SFCGは差押をするという例も多数あったと聞いています。

(平成16年には、あらためて日弁連がアンケートを取った結果が、「これでもいいのか、公正証書」という本に資料として付いていました。これによると、172例の回答の中で、利息制限法で債務がないか少ないのに、多い金額で差押を受けた人々が74件、弁護士が受任して利息制限法による支払の提案後や、過払い訴訟中に差押を受けた人が64件もあったことを知りました。)

私の場合には、まして、利息制限法の残金はある場合でしたから、差押を受けて住宅ローンを払えず住宅ローンを競売でなくし、同時に退職金までなくす危険性はとても高かったと思います。

### 4 5万円ずつ返済する申入れと特定調停

SFCGは返済にあたり頭金を要求しましたが、私には友人から借りて30万を作ることが精一杯でした。そこで、頭金として30万円、月々5万円という提案をしていただきました。同僚のYも頭金30万円、月5万円、2人あわせて月10万円ずつ支払うという提案でした。この5万円というのも、住宅ローンを支払った残りの14万円から支払うと、残りは9万円で家族全員の生活を支えなくてはなりません。大変な金額です。

ところが、5万円は仕方がないとしても、700万になるまで全額支払え、というのがSFCGの言いふんでした。月5万円を支払った残りの月9万円の生活は、3年後には脱出できるなら我慢できますが、10年以上支払い続けることなど、とてもできないことでした。

そこで、特定調停を申立てていただき、調停中は差押を止めるという事前措置を出していただきました。特定調停中には、再生手続も考えていただいたのですが、弁護士の指示で調べたところ、意外にもSFCGの根抵当権設定仮登記が付けられていましたので、住宅ローンだけではない、ということから、再

生手続はできないと諦めました。

特定調停の中で、他の保証人が支払っていない残りの金額は一体いくらか、ということが問題になりました。Tから聞いた話では、額面で800万円（利息制限法では655万）となるはずのところ、調停中に、相手方代理人弁護士Y( )は、他の保証人が支払った残額は1000万円という虚偽を述べていました。

利息制限法を度外視しても、200万円の差がありました。

普通、保証人は、他の保証人がいくら支払ったか知りません。それを良いことにして、過大な請求をすることは、許し難いことと考えます。

## 6 17条決定と請求異議、差押禁止の仮処分

弁護士の特別の努力によって、私達は、5万円を今後3年間（180万円）を支払えば、あとは債務はない、という17条決定を15年10月2日にいただくことができました（それまでに各々計60万円を支払っていました）。

利息制限法の残金を全額分割して支払うのでは、私の場合、過剰貸付けの被害から立ち直れないことをよくご理解いただいたことと、SFCGが仮登記によって再生手続を妨害したことを考慮していただいたためと思います。

私達は、この17条決定のとおり支払いを続けました。

しかし、SFCGはこの決定に対して異議を申立てました。

そうすると振り出しにもどり、いつ差押を受けるか分からない状況が再び現れたのです。

そこで、公正証書の効力を争う請求異議訴訟と、強制執行停止決定を申立てていただきました。強制執行停止のためにはお金が必要ですが、それがなかったために、数名の弁護士さんの協力で、別件の報酬として配る前の金額をお借りして、強制執行停止の費用にして（私が70万、 が50万計120万）、停止決定を出していただきました。

弁護士の受任通知でSFCGに対するあらゆる委任を解除すると伝え、これが平成15年2月13日にSFCGに届いた後で、15年3月12日に同僚のYの公正証書が作られました。

請求異議訴訟では、特にこの点を裁判所が許し難い行為として早急に判決となる予定が入りました。このため、SFCGは急遽和解を申し入れてきて、平成16年9月27日、2人で合わせて150万円を支払って終りとする和解が成立しました。

## 7 保証人被害をなくして下さい

私達の場合は、助かった希有の例です。今でも、紙一重の差で、差押を受け、住宅も退職金も全て失っていたと思い、ぞっとします。

実は和解によって戻ってきた公正証書を見ましたら、弁護士の受任通知の届いた3日後の2月16日付で、もう執行文が付けられていました。本当に差押をするつもりだったのを、瀬戸際で防いでいただいたと思います。

SFCGから実際に差押を受けた多数の保証人の方々は、私と同じように、公正証書をどうやって作るのか知らないと思いますし、委任した覚えのない契約書の裏にある委任状で公正証書が作られ、会ったこともないSFCG側の人

が私達保証人の代理人を名乗って公正証書を作ってしまう、そして、差押が行なわれてしまうことは、本当に恐ろしいことだと思います。

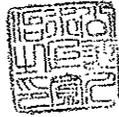
公正証書を作る時には、公証人はきちんと本人に確認してから、作っていただきたいと思います。

私達は金利を見てもいなかったし知りもしなかったのですが、契約書の2枚目の公正証書の委任状には、27.375%と書いてあったのですから、この委任状のまま15%の公正証書を作ることはやめていただきたいと思います。保証人を狙って過剰な貸付をして、その付けを保証人に回してその生活を破壊して、自分だけ儲けるような企業は、社会が必要とする企業ではないと思います。

そして、借主の返済能力を超える貸付を「保証人から取ればいい」という保証人狙いの過剰融資を止めてもらうためには、経営者以外の個人保証を禁止するように法律の改正をどうぞよろしくお願いいたします。

- 添付 資料1 公正証書・執行文付  
資料2 契約書（複写で公正証書作成嘱託委任状を作る表にされたもの）  
資料3 公正証書作成嘱託委任状の例

1158405



本業第 10 行中 6 字削除 19 字加入

平成 14 年第 4072 号

債務弁済契約公正証書

正本

本職は、当事者の囑託により、次の法律行為に  
関する陳述の趣旨を録取し、この証書を作成する。

第 1 条 債務者 有限会社 [Redacted]

(以下乙という)は、平成 14 年 10 月 4 日、同

日付私署証書記載の金銭消費貸借契約に基

づく借受金金 700 万 円を以下

の条項に従って弁済することを約し、債権者

SFCG (旧商号 株式会社 商工ファンド)  
株式会社 商工ファンド (以下甲という)は、これ

を承諾した。

第 2 条 乙は、次の事項を履行することを約した。

1 元金は、平成 19 年 9 月 5 日限り一括

弁済する。

2 利息は、年 \_\_\_\_\_ パーセント(年 365

日の日割計算)と定め、本日借入日から平成

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 5 日までの利息を支払う。

利息は、年 15 パーセントの割合により平

成 14 年 11 月から平成 19 年 9 月ま

で各月 5 日限り 経過 分を支払う。

3 元金を期限内に弁済しないときは年 21

・ 90 パーセントの遅延損害金を支払う。

第 3 条 連帯保証人 T [Redacted] 及び同

K [Redacted] (以下丙

という)は、本契約による乙の債務を保証し、乙

と連帯して債務を履行することを諾約した。

公  
証  
人  
役  
場

1	第4条 乙又は丙のうち一人たりとも次の各	5	乙又は丙の不動産に甲の承諾なくして	17
2	号の事由の一つでも生じたときは、甲から通		所有権移転、(根)抵当権・賃借権設定の仮	18
3	知催告がなくとも、乙は、当然に甲に対して負		登記もしくは本登記等の登記がなされた	19
4	担する債務につき期限の利益を失い、直ちに		とき。	20
5	債務全額を即時弁済すること。	6	乙又は丙が甲に対し住所変更の届出を	21
6	1 乙又は丙の振出・引受・裏書した手形、		怠り、乙又は丙のうち一人たりとも所在が	22
7	小切手が1通でも不渡になつたとき。		不明となつたとき。	23
8	2 乙又は丙が借入の担保として差し入れ	7	契約締結時の乙又は丙からの資産状況	24
9	た手形、小切手が1通でも不渡となつたとき。		並びに負債状況の申告に虚偽が認められ	25
10	(当該手形の期日の到来、未到来を問わない)。		著しい債務の増加を秘匿していた場合。	26
11	3 乙又は丙が他の債務のため強制執行、仮	8	契約締結後に乙又は丙が他の金融業者	27
12	差押、仮処分を受け、又は破産、民事再生手続、		より借入れて、それにより乙又は丙の資産	28
13	整理(任意含む)、会社更生の申立があつたとき。		状況が著しく悪化したとき。	29
14	4 乙又は丙が元利金の支払を1回でも怠	第5条 乙及び丙は、本証書記載の金銭債務を		30
15	つたとき、もしくは乙又は丙の甲に対する		履行しないときは、直ちに強制執行に服する	31
16	債務の一部でも怠つたとき。		旨陳述した。	32

公 証 人 役 場



本葉第24行中2字削除

1	本 旨 外 要 件	川崎市 [REDACTED]	17
2	[REDACTED]	債務者乙 有限会社 [REDACTED]	18
3	[REDACTED]	上記代表者 取締役 T [REDACTED]	19
4	債権者甲 株式会社 S F C G	東京都 [REDACTED]	20
5	(平成14年11月1日 株式会社 商工ファンド) の商号を変更	会社役員	21
6	上記代表取締役 [REDACTED]	連帯保証人 T [REDACTED]	22
7	昭和 [REDACTED] 年 2 月生	昭和 [REDACTED] 年 1 月生	23
8	東京都 [REDACTED]	川崎市	24
9	[REDACTED]		25
10	司法書士	公務員	26
11	上記代理人 [REDACTED]	連帯保証人 K [REDACTED]	27
12	昭和 [REDACTED] 年 9 月生	昭和 [REDACTED] 年 6 月生	28
13	上記は、氏名を知り面識がある。		29
14	上記代理人の提出した委任状は、認証がない		30
15	から、本人の印鑑証明書により、その真正を証明		31
16	させた。		32

公 証 人 役 場

東京都 [redacted]

[redacted]

司法書士

上記3名代理人<sup>M</sup> [redacted]

昭和 [redacted] 年 7 月生

上記は、氏名を知り面識がある。

上記代理人の提出した委任状は、認証がないから、本人の印鑑証明書により、その真正を証明させた。

前記各事項を列席者に閲覧させたところ、一同、その正確なことを承認し、次に署名捺印する。

[redacted] (印)

M [redacted] (印)

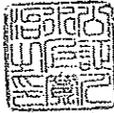
公  
証  
人  
役  
場

この証書は、平成 14 年 11 月 21 日、本職役場において、法律の規定に従い作成した。

東京都 [redacted]

東京法務局所属

公証人 [redacted] (印)



本葉第1行中6字削除4字加入



S F C G

この正本は、株式会社商エフエフの請求に  
より、平成 14 年 11 月 21 日、本職役場におい  
て、原本に基づき作成した。

東京都

東京法務局所属

公証人

公  
証  
人  
役  
場



# 執 行 文

債権者株式会社 S F C G は、債務者   
 に対し、この公正証  
書によって強制執行をすることができる。

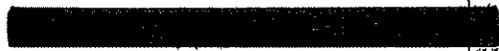
平成 1 5 年 2 月 1 9 日

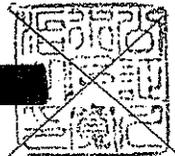
本職役場において

東京都 

東京法務局所属

公証人





金銭消費貸借・手形割引等継続取引 兼 金銭消費貸借契約証書  
並びに限度付根保証承諾書 (債務弁済公正証書作成嘱託委任状)

契約No. 2145233 2/2 平成 14年 10月 04日

登録番号： 関東財務局長(5)第00754号

東京都  
(債権者) (甲) 株式会社 商工ファンド  
代表取締役

主債務者 (乙)	住所		
	商号/氏名	株式会社	
連帯保証人 (丙)	住所		
	商号/氏名		
連帯保証人 (丙)	住所		
	代表者	K 公務員	
連帯保証人 (丙)	住所		
	代表者		
連帯保証人 (丙)	住所		
	代表者		

- (1) 丙は乙が甲に対して負担する債務につき、以下のとおり、右記金銭消費貸借取引約定による金銭消費貸借契約による債務のほか、下記根保証の範囲記載の債務について、乙と各自連帯して保証債務を負うことを承諾します。なお、乙の代表者個人は本契約に拘らず、乙の甲に対する債務全額を保証します。
- (2) 乙及び丙は、甲・乙・丙間において右記「金銭消費貸借取引約定」及び裏面「承諾条項」のとおり契約が成立したことを承諾します。
- 以上が成立したことを証するため本書を作成し、甲に対して差入れます。

根保証の範囲	債権者と主債務者・保証人との間の以下の取引から生ずる本根保証契約締結日現在主債務者が貴社に対して既に負担している債務及び、次の根保証期間に発生する債務。尚、利息・損害金は根保証限度額を超えて支払う。 ① 金銭消費貸借契約取引 ② 手形債権・小切手債権 ③ 保証取引・保証委託取引 ④ 手形割引取引 ⑤ その他前記取引による一切の債権	
根保証期間	平成 14年 10月 04日から5年間	
根保証限度額 (元本限度額)	アラビア数字 ¥7,000,000 円	根保証の範囲・限度額及び契約内容について十分に理解して承諾致しました。
既存債務残高	貸付残高 ¥20,000,000 円	
	割引残高 ¥0 円	

※既存債務残高に今回の貸付金は含まれておりません。

本書写し本日正に受領しました  
主債務者 連帯保証人 連帯保証人 連帯保証人

(金銭消費貸借取引約定)

対象: 様  
第1条 (債務の内容)  
※コンピュータ印字

項目	債務の内容	
① 取引の種類	金銭消費貸借取引	
② 取引元本	金 7,000,000 円也	
③ 取引発生日	平成 14年 10月 04日 借入	
④ 弁済日	平成 19年 09月 05日	
⑤ 利息	後利とし 年率 27.375% (実質年率 27.375%) とする。(年365日の日割計算)	
⑥ 元金及び利息の支払方法 お客様No. 458405 契約No. 1591432 返済方式 元金一括	1. 元金一括 イ. 平成 19年 09月 05日に元金を一括支払う。 ロ. 本日借入日より平成 年 月 日までの利息を支払う。 ハ. 平成 14年 11月より平成 19年 09月まで各月 5日限り経過分の利息を支払う。	
	2. 元金均等 イ. 平成 年 月より平成 年 月まで、各月 日限り 円分の元金を支払う。 (但し、最終回は金 円を支払う) ロ. 本日借入日より平成 年 月 日までの利息を支払う。 ハ. 平成 年 月より平成 年 月まで各月 日限り 分の利息を支払う。	
	3. 元利均等	別紙の通り元利金を支払う。
	4. その他	別紙の通り元利金を支払う。
⑦ 損害金	年 29.20%とする。	
⑧ 調査料・事務手数料	イ. 借入時に金 0 円の調査料を支払う。	
	ロ. 借入時に金 0 円の事務手数料を支払う。	
	ハ. 元利金の支払時に元本残高の 0.000%の割合による諸費用を支払う。	

- 乙は甲に対して上記の金銭消費貸借取引を申し入れ、甲はこれを承諾し、乙はこれに基づく金銭を借入れ受領した。
- 第2条 (連帯保証)  
丙は、乙と連帯して保証することを約し、甲はこれを承諾した。
- 第3条 (期限の利益の喪失)  
乙又は丙の中一人たりとも次の各号の事由のうち一つでも生じたときは、甲の通知・催告なくとも当然に、期限の利益ないし分割弁済の利益を失い、債務残元本及びこれに対する損害金を即時弁済する。
- 乙又は丙の振出・引受・裏書をした手形、小切手が一通でも不渡りになったとき。
  - 乙又は丙が借入の担保として差入れた手形、小切手が一通でも不渡りとなったとき (当該手形の期日の到来、未到来を問わない)。
  - 乙又は丙が他の債務のため強制執行、仮差押、仮処分を受け、又は、破産、民事再生手続、整理 (任意含む)、会社更生の申立があったとき。
  - 乙又は丙が元利金の返済を一度でも怠ったとき、もしくは、乙又は丙の甲に対する債務の一部でも怠ったとき。
  - 乙又は丙の不動産に甲の承諾なくして、所有権移転、(根) 抵当権、質借権設定の仮登記、もしくは、本登記等の登記がなされたとき。
  - 乙又は丙が甲に対し住所変更の届出を怠り、乙又は丙の中一人たりとも所在が不明となったとき。
  - 契約締結時の乙又は丙からの資産状況並びに負債状況の申告に虚偽が認められ著しい債務の増加を秘匿していた場合。
  - 契約締結後に乙又は丙が他の金融業者より借入れて、それにより乙又は丙の資産状況が著しく悪化したとき。
- 第4条 (強制執行認諾)  
乙丙は甲に対する債務について強制執行認諾条項付きの公正証書を作成する。借り増しにより乙の債務総額が増加した場合であっても、乙丙は第1条による借入金部分の返済が遅滞したときは、乙丙は前項の執行認諾文言付き公正証書に基づき甲に強制執行手続を取られても異議はない。

3

# 限度付根保証承諾書兼 金銭消費貸借契約証書

(債務弁済公正証書作成囑託委任状)

(金銭消費貸借取引約定)

1枚目表

(印紙)

契約No.

平成 年 月 日

登録番号： 関東財務局長(4)第00754号

東京都 XXXXXXXXXX

(債権者) (甲) 株式会社 商工ファンド  
代表取締役 XXXXXXXXXX 殿

印

印

印

印

主債務者 (乙)	住所			印
	商号/氏名			
	代表者		職業	
連帯保証人 (丙)	住所			印
	商号/氏名			
	代表者		職業	
連帯保証人 (丙)	住所			印
	商号/氏名			
	代表者		職業	
連帯保証人 (丙)	住所			印
	商号/氏名			
	代表者		職業	

- (1) 丙は乙が甲に対して負担する債務につき、以下のとおり、右記金銭消費貸借取引約定による金銭消費貸借契約による債務のほか、下記根保証の範囲記載の債務について、乙と各自連帯して保証債務を負うことを承諾します。なお、乙の代表者個人は本契約に拘らず、乙の甲に対する債務金額を保証します。
- (2) 乙及び丙は、甲・乙・丙間において右記「金銭消費貸借取引約定」及び裏面「承諾条項」のとおり契約が成立したことを承諾します。
- 以上が成立したことを証するため本書を作成し、甲に対して差入れます。

根保証の範囲	本根保証契約締結日現在主債務者が貴社に対して既に負担している債務及び、次の根保証期間に発生する債務。尚、利息・損害金は上記限度額を超えて支払う。		
根保証期間	平成 年 月 日から5年間		
根保証限度額 (元本限度額)	漢数字	円	根保証の範囲・限度額及び契約内容について十分に理解して承諾致しました。
	アラビア数字	円	
既存債務残高	貸付残高	円	
	割引残高	円	

※既存債務残高に今回の貸付金は含まれておりません。

## 第1条 (債務の内容)

※コンピュータ印字

項目	債務の内容	
① 取引の種類	金銭消費貸借取引	
② 取引元本	金 円也	
③ 取引発生日	平成 年 月 日 借入	
④ 弁済日	平成 年 月 日	
⑤ 利息	とし (実質年率 %)とする。(年365日の日割計算)	
⑥ 元金及び利息の支払方法	1. 元金一括	イ. 平成 年 月 日に元金を一括支払う。 ロ. 本日借入日より平成 年 月 日までの利息を支払う。 ハ. 平成 年 月より平成 年 月まで各月 日限り 分の利息を支払う。
	2. 元金均等	イ. 平成 年 月より平成 年 月まで、各月 日限り金 円の元金を支払う。 (但し、最終回は金 円を支払う) ロ. 本日借入日より平成 年 月 日までの利息を支払う。 ハ. 平成 年 月より平成 年 月まで各月 日限り 分の利息を支払う。
⑦ 損害金	3. 元利均等	別紙の通り元利息を支払う。
	4. その他	別紙の通り元利息を支払う。
⑧ 調査料・事務手数料	イ. 借入時に金	円の調査料を支払う。
	ロ. 借入時に金	円の事務手数料を支払う。
	ハ. 元利息の支払時に元本残高の %の割合による諸費用を支払う。	

乙は甲に対して上記の金銭消費貸借取引を申し入れ、甲はこれを承諾し、乙はこれに基づく金銭を借入れ受領した。

## 第2条 (連帯保証)

丙は、乙と連帯して保証することを約し、甲はこれを承諾した。

## 第3条 (期限の利益の喪失)

乙又は丙の中一人たりとも次の各号の事由のうち一つでも生じたときは、甲の通知・催告なくとも当然に、期限の利益ないし分割弁済の利益を失い、債務残元本及びこれに対する損害金を即時弁済する。

- 乙又は丙の振出・引受・裏書をした手形、小切手が一通でも不渡りになったとき。
- 乙又は丙が借入の担保として差入れた手形、小切手が一通でも不渡りとなったとき (当該手形の期日の到来、未到来を問わない)。
- 乙又は丙が他の債務のため強制執行、仮差押、仮処分を受け、又は、破産、和議、整理、会社更生の申立があったとき。
- 乙又は丙が元利息の返済を一度でも怠ったとき、もしくは、乙又は丙の甲に対する債務の一部でも怠ったとき。
- 乙又は丙の不動産に甲の承諾なくして、所有権移転、(根)抵当権、賃借権設定の仮登記、もしくは、本登記等の登記がなされたとき。
- 乙又は丙が甲に対し住所変更の届出を怠り、乙又は丙の中一人たりとも所在が不明となったとき。

## 第4条 (強制執行認諾)

乙丙は甲に対する債務について強制執行認諾条項付きの公正証書を作成する。借り増しにより乙の債務総額が増加した場合であっても、乙丙は第1条による借入金部分の返済が遅滞したときは、乙丙は前項の執行認諾文言付き公正証書に基づき甲に強制執行手続を取られても異議はない。

# 承諾条項

主債務者及び連帯保証人（以下「債務者・保証人」という）は、債権者（株式会社高工ファンド）と手形割引・金銭消費貸借取引によって生じた債務の履行について、本取引約定の各条項に従うものとします（適用範囲①）。債務者・保証人の提出・裏書・引受・参加引受又は保証した手形を債権者が第三者との取引によって取得したときも、その債務の履行について本書の各条項に従うものとします（適用範囲②）。

**第 1 条（手形金債務と借入金債務）**  
 ① 手形によって貸付を受けた場合は、手形又は貸入金債権のいずれによって請求されても異議はありません。  
 ② 第 6 条②項の約束手形によって請求されても異議はありません。

**第 2 条（利息・損害金・経費用）**  
 ① 元利金及び手数料等の支払は、金銭消費貸借契約書又は取引明細書に定める個別取引約定に従います。  
 ② 期限に債務の支払を行わなかったとき、もしくは、期限の翌日以降支払済みに至るまで前項の利息に代えて損害金（年40.004%）を支払います。  
 ③ 貸付・割引の利用日数が15日未満の場合は、利用日数を15日として利息等の計算を行うことを承諾します。  
 ④ 次の諸費用は債務者・保証人が負担します。  
 1. 契約書類等貼付印紙代  
 2. 公正証書作成・送達等公正証書に関する一切の費用  
 3. 不動産登記・抹消費用  
 4. 郵便局・公証役場における確定日付手数料  
 5. 手形取立料  
 6. 不動産登記簿・商業登記簿原本取得代

**第 3 条（融資契約書類・印鑑証明その他書類の交付と更新）**  
 ① 債権者所定の融資関連書類・債務者・保証人の印鑑証明書等を、差替り更新のため債権者の請求後直ちに差し入れます。  
 ② 勘定科目明細付決算書（納税申告書）は毎決算期後2ヵ月以内に差し入れます。

**第 4 条（期限の利益の喪失）**  
 ① 債務者・保証人の中一人たりとも次の各号に定めた事由の一つでも生じたときは、債権者から通知・催告がなくとも一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を弁済します。  
 1. 債務者・保証人が提出・引受・裏書をした手形・小切手が一過でも不渡のとき  
 2. 債務者・保証人が差し入れた手形・小切手の提出人・裏書人・支払人・引受人の中一人たりとも不渡を出したことが判明したとき  
 3. 債務者・保証人並びに割引手形・担保手形及び小切手の提出人・裏書人・支払人・引受人のうちいずれかについて、他の債務のため強制執行・仮差押・仮処分又は破産・競売の申立等を受けたとき、もしくは、自ら破産・和議・整理・会社更生の申立をしたとき  
 4. 債権者との約定に基づく元利金の支払を1回でも怠ったとき、もしくは、債務の一部でも履行を遅滞したとき  
 5. 債務者・保証人の不動産に債権者の承諾無くして、所有権移転・（仮）抵当権・質権設定の仮登記もしくは本登記等の登記がなされたとき

⑥ 再引受に定めた融資契約書類・印鑑証明書その他書類の交付を怠ったとき  
 ⑦ その他本条の各号項に違約したとき、又は、債権者が債権保全のための必要と認めたとき  
 ⑧ 前項に定める債務には割引手形の買戻債務を含むことを承諾します。

**第 5 条（割引手形の買戻し）**  
 ① 主債務者・保証人は割引手形が次の支払期日に不渡となったとき、第 4 条により期限の利益を失ったときは、債権者より通知・催告なくとも当然に、全ての割引手形を手形返却金の全額で買戻す義務を負い、直ちに弁済します。但し、買戻すべき割引手形の指定があるときは、債権者の指示に従います。  
 ② 前項による債務を履行するまでは、債権者は手形所持人として一切の権利を行使することができます。

**第 6 条（連帯保証）**  
 ① 連帯保証人は、担保保証金額・期間を定めて根保証契約書を作成して債権者に差し入れます。  
 ② 連帯保証人は、前項の根保証契約書とともに、根保証金額を額面とする債権者所定の約束手形（根保証手形）の提出・裏書をして債権者に差し入れます。  
 ③ 連帯保証人は、連帯保証期間の満了にともなって、その後（保証期間経過後）に発生した債務者の債務について保証しないときは、期間満了の前1ヵ月前に文書をもって債権者に通知することとし、この通知を行わないときは更に5年間保証期間が自動延長されることを承諾します。その後同項とします。  
 ④ 連帯保証人は他の連帯保証人の存在、他の連帯保証人による弁済の有無に拘わらず主たる債務が完済となるまで、又は、損害の賠償限度額に至るまで支払の責任を負います。（累積的保証）  
 ⑤ 期間満了以外の事由で保証契約を解除・終了させる旨通知しても効力を生じないことを確認します。期間満了により保証期間の延長をしない場合でも、期間内に発生した主たる債務が完済されるまでは保証人として支払の責任を負うことを確認します。

**第 7 条（準消費貸借取引の事前承諾）**  
 ① 債権者の判断により、複数貸付を一つの貸付とする（以下、貸口統合という）ことができることに同意します。この貸口統合が行われた場合には、貸口統合前の保証や担保等は継続することに同意します。  
 ② 貸口統合を行うときは、債権者は主債務者に対して原則として郵送により貸口統合内容を記した書面（取引明細書）を交付することに同意します。

**第 8 条（公正証書）**  
 ① 強制執行認許付金銭消費貸借公正証書・同債権弁済契約公正証書・根抵当権設定契約公正証書を作成することに同意します。  
 ② 公正証書正本申請受領、執行交付申請受領、送達申請及び証明申請受領する等、公正証書作成関係に関する一切の権限を債権者が指定する者に委任することに同意し、主債務者・保証人が提出した住所地に公正証書を送達することに同意します。  
 ③ 公認制度の制約により公正証書に表示された約定と私書金銭消費貸借契約証書に表示された約定とが異なるときは、私書の金銭消費貸借契約証書の約定に従うことに同意します。

**第 9 条（根抵当権の設定並びに仮登記の承諾）**  
 ① 債務者・保証人が所有する不動産に対し、一切の債務を担保するための、根抵当権設定等の担保権を債権者全額で設定することを同意します。  
 ② 期限に債務の支払を行わなかったとき、もしくは、期限の利益喪失事由（第 4 条）に該当したときは、担保権設定契約書とともに差し入れた承諾書によって仮登記をすることに異議はありません。  
 ③ 前項により仮登記を行ったときは、その仮登記を本登記とするため、債権者と協力して速滞なく必要な手続きを行います。

**第 10 条（弁済の充当順序）**  
 弁済の充当順序について、法定の順序に拘わらず債権者が適当と認める順序・方法によって、弁済充当することができますことに同意します。

**第 11 条（担保・再担保）**  
 ① 現在差し入れている担保及び将来差し入れる担保は、全て、本契約に基づく主たる債務、保証債務、その他現在及び将来負担する債務を共通に担保することに同意します。  
 ② 債権保全の必要により債権者が請求したときは、債権者の承諾する担保又は保証人を直ちに差し入れます。  
 ③ 担保は必ずしも法定の手続きによらず、一般に適当と認められる方法・時期・価額等により債権者が取立又は処分の上、その取得金から諸費用を差引いた残額を弁済充当することができることに同意し、弁済元当後に残債務が存するときは残債務を直ちに弁済します。  
 ④ 債務者・保証人に対して有する債権及び債権者が差し入れた担保については、債権者は担保の種類を問わず債務者・保証人に対する事前の通知をなくして第三者に再担保として供することができることに同意します。  
 ⑤ 債権者には現在及び将来の代位弁済者に対する関係において担保保存義務はなく、担保権の喪失又は減少が生じた場合であっても、その担保価値の減少を補う義務はないことを確認します。

**第 12 条（担保・書類の返却等）**  
 ① 担保・契約書類・手形等の返却は、完済後15日を超えない期間に返却されることに同意します。  
 ② 担保・契約書類・手形等の返却は原則として完済を行う最終支払者に対して行われることに同意します。  
 ③ 不動産の担保権設定登記の抹消については、債権者が必要と認めた場合には、債権者が抹消手続きを行うことに同意します。  
 ④ 代位弁済の場合、根抵当権設定仮登記の移転ないし抹消を受けないものとし、仮登記・本登記の抹消書類を交付することに同意します。  
 ⑤ 保証人や第三者が弁済した場合、代位によって債権者から取得した権利は債権者の同意がなければこれを行使しません、行使させません。

**第 13 条（届出事項の変更）**  
 ① 印章・名称・商号・代表者、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに、債権者に対して書面で届出ます。  
 ② 前項の届出を怠ったために債権者の通知・書類送付等が滞り、又は、到着しなかったときは、通常到着すべきときに到着したものとみなすことに同意します。

**第 14 条（情報登録）**  
 債務者・保証人は本契約締結にあたり次のことを同意します。

1. 自己の借付情報（氏名・生年月日・住所等の本人特定情報、借入内容・返済状況・延滞等の客観的情報）が、委託（店）により金銭消費貸借センター連合会（以下、「金債連（注）」という）加盟の借付情報機関に報告され、当該機関がこれを登録すること  
 2. 上記借付情報の登録期間は本契約締結中及び本債務を完済した日から5年を超えない期間、但し延滞等の情報については当該事実の発生日から5年を超えない期間であること  
 3. 上記借付情報が、全債連加盟の借付情報機関及び金債連と提携する借付情報機関の会員により返送又は支払能力に関する調査のために利用されること  
 4. 自己の借付情報に係る開示請求又は当該情報の開示請求等については 0120-441481にて全債連加盟の最寄りの借付情報機関にお問い合わせ下さい。

**第 15 条（運用店舗）**  
 本承諾条項は債務者・保証人と債権者の本支店との取引に共通に運用されることに同意します。

**第 16 条（合意管轄）**  
 金銭消費貸借・手形割引等、本承諾条項に基づく各取引に関して訴訟の必要性が生じた場合は、債権者の本支店を管轄し且つ本契約時の主債務者住所地が属する都道府県庁所在地を管轄する高等裁判所を専属的管轄裁判所とすることに同意します。

本書控正にお受け致しました	
主債務者	印
連帯保証人	印
連帯保証人	印
連帯保証人	印

債務弁済公正証書作成嘱託委任状

(債務弁済取引約定)

2枚目

公証人役場 御中 平成 年 月 日

登録番号： 関東財務局長(4)第00754号

東京都

(債権者) (甲) 株式会社 商工ファンド  
代表取締役



主債務者 (乙)	住所		印
	商号/氏名		
連帯保証人 (丙)	代表者	職業	印
	住所		
連帯保証人 (丙)	商号/氏名		印
	代表者	職業	
連帯保証人 (丙)	住所		印
	商号/氏名		
連帯保証人 (丙)	代表者	職業	印
	住所		
連帯保証人 (丙)	商号/氏名		印
	代表者	職業	



債権者甲は、  
主債務者乙及び連帯保証人丙は、  
それぞれ代理人として、本日締結の債務弁済契約につき、契約事項の公正証書作成嘱託、正謄本申請受領、執行文付与申請受領、送達申請及び証明書申請受領する一切の権限を委任する。

第1条 (債務の内容)

※コンピュータ印字

項目	債務の内容	
① 債務の種類	金銭消費貸借取引	
② 債務元本	金 円也	
③ 債務発生日	平成 年 月 日 借入	
④ 弁済日	平成 年 月 日	
⑤ 利息	とし (実質年率 %) とする。(年365日の日割計算)	
⑥ 元金及び利息の支払方法 [契約 No.] [返済方式]	1. 元金一括	イ. 平成 年 月 日に元金を一括支払う。 ロ. 本日借入日より平成 年 月 日までの利息を支払う。 ハ. 平成 年 月より平成 年 月まで 各月 日限り 分の利息を支払う。
	2. 元金均等	イ. 平成 年 月より平成 年 月まで、各月 日 限り金 円の元金を支払う。 (但し、最終回は金 円を支払う) ロ. 本日借入日より平成 年 月 日までの利息を支払う。 ハ. 平成 年 月より平成 年 月まで 各月 日限り 分の利息を支払う。
	3. 元利均等	別紙の通り元利息を支払う。
	4. その他	別紙の通り元利息を支払う。
⑦ 損害金	年 30.000% とする。	

乙は甲に対し、乙の甲に対する債務を上記の通り弁済することを申し入れ、甲はこれを承諾した。

第2条 (連帯保証)

丙は、乙と連帯して保証することを約し、甲はこれを承諾した。

第3条 (期限の利益の喪失)

乙又は丙の中一人たりとも次の各号の事由のうち一つでも生じたときは、甲の通知・催告なくとも当然に、期限の利益ないし分割弁済の利益を失い、債務残元本及びこれに対する損害金を即時弁済する。

- ① 乙又は丙の振出・引受・裏書をした手形、小切手が一通でも不渡りになったとき。
- ② 乙又は丙が借入の担保として差入れた手形、小切手が一通でも不渡りとなったとき(当該手形の期日の到来、未到来を問わない)。
- ③ 乙又は丙が他の債務のため強制執行、仮差押、仮処分を受け、又は、破産、和議、整理、会社更生の申立があったとき。
- ④ 乙又は丙が元利息の返済を一度でも怠ったとき、もしくは、乙又は丙の甲に対する債務の一部でも怠ったとき。
- ⑤ 乙又は丙の不動産に甲の承諾なくして、所有権移転、(根)抵当権、質借権設定の仮登記、もしくは、本登記等の登記がなされたとき。
- ⑥ 乙又は丙が甲に対し住所変更の届出を怠り、乙又は丙の中一人たりとも所在が不明となったとき。

第4条 (強制執行認諾)

乙丙は甲に対する債務について強制執行認諾条項付きの公正証書を作成する。  
借り増しにより乙の債務総額が増加した場合であっても、乙丙は第1条による借入金部分の返済が遅滞したときは、乙丙は前項の執行認諾文言付き公正証書に基づき甲に強制執行手続を取られても異議はない。

控 限度付根保証承諾書兼 金銭消費貸借契約証書 (債務弁済公正証書作成嘱託委任状)

(金銭消費貸借取引約定)

3 4 2 1 2

契約No. [ ]

平成 年 月 日

登録番号： 関東財務局長(4)第00754号

東京都 [ ]

(債権者) (甲) 株式会社 商工ファンド

代表取締役 [ ]

主債務者 (乙)	住所	押印不要
	商号/氏名	
	代表者 [ ] 職業 [ ]	
連帯保証人 (丙)	住所	押印不要
	商号/氏名	
	代表者 [ ] 職業 [ ]	
連帯保証人 (丙)	住所	押印不要
	商号/氏名	
	代表者 [ ] 職業 [ ]	
連帯保証人 (丙)	住所	押印不要
	商号/氏名	
	代表者 [ ] 職業 [ ]	

- (1) 丙は乙が甲に対して負担する債務につき、以下のとおり、右記金銭消費貸借取引約定による金銭消費貸借契約による債務のほか、下記根保証の範囲記載の債務について、乙と各自連帯して保証債務を負うことを承諾します。なお、乙の代表者個人は本契約に拘らず、乙の甲に対する債務全額を保証します。
- (2) 乙及び丙は、甲・乙・丙間において右記「金銭消費貸借取引約定」及び裏面「承諾条項」のとおり契約が成立したことを承諾します。
- 以上が成立したことを証するため本書を作成し、甲に対して差入れます。

根保証の範囲	本根保証契約締結日現在主債務者が貴社に対して既に負担している債務及び、次の根保証期間に発生する債務。尚、利息・損害金は上記限度額を越えて支払う。	
根保証期間	平成 年 月 日から5年間	
根保証限度額 (元本限度額)	漢数字	円
	アラビア数字	円
既存債務残高	貸付残高	円
	割引残高	円

押印不要

※既存債務残高に今回の貸付金は含まれておりません。

第1条 (債務の内容)

※コンピュータ印字

項目	債務の内容
① 取引の種類	金銭消費貸借取引
② 取引元本	金 円也
③ 取引発生日	平成 年 月 日 借入
④ 弁済日	平成 年 月 日
⑤ 利息	とし (実質年率 %)とする。(年365日の日割計算)
⑥ 元金及び利息の支払方法	1. 元金一括 イ. 平成 年 月 日に元金を一括支払う。 ロ. 本日借入日より平成 年 月 日までの利息を支払う。 ハ. 平成 年 月より平成 年 月まで各月 日限り 分の利息を支払う。
	2. 元金均等 イ. 平成 年 月より平成 年 月まで、各月 日限り金 円の元金を支払う。 (但し、最終回は金 円を支払う) ロ. 本日借入日より平成 年 月 日までの利息を支払う。 ハ. 平成 年 月より平成 年 月まで各月 日限り 分の利息を支払う。
⑦ 損害金	3. 元利均等 別紙の通り元利息を支払う。
	4. その他 別紙の通り元利息を支払う。
⑧ 調査料・事務手数料	イ. 借入時に金 円の調査料を支払う。
	ロ. 借入時に金 円の事務手数料を支払う。
	ハ. 元金の支払時に元本残高の %の割合による諸費用を支払う。

乙は甲に対して上記の金銭消費貸借取引を申し入れ、甲はこれを承諾し、乙はこれに基づく金銭を借入れ受領した。

第2条 (連帯保証)

丙は、乙と連帯して保証することを約し、甲はこれを承諾した。

第3条 (期限の利益の喪失)

乙又は丙の中一人たりとも次の各号の事由のうち一つでも生じたときは、甲の通知・催告なくとも当然に、期限の利益ないし分割弁済の利益を失い、債務残元本及びこれに対する損害金を即時弁済する。

- 乙又は丙の振出・引受・裏書をした手形、小切手が一通でも不渡りになったとき。
- 乙又は丙が借入の担保として差入れた手形、小切手が一通でも不渡りとなったとき (当該手形の期日の到来、未到来を問わない)。
- 乙又は丙が他の債務のため強制執行、仮差押、仮処分を受け、又は、破産、和議、整理、会社更生の申立があったとき。
- 乙又は丙が元金の返済を一度でも怠ったとき、もしくは、乙又は丙の甲に対する債務の一部でも怠ったとき。
- 乙又は丙の不動産に甲の承諾なくして、所有権移転、(根)抵当権、賃借権設定の仮登記、もしくは、本登記等の登記がなされたとき。
- 乙又は丙が甲に対し住所変更の届出を怠り、乙又は丙の中一人たりとも所在が不明となったとき。

第4条 (強制執行認諾)

乙丙は甲に対する債務について強制執行認諾条項付きの公正証書を作成する。

借り増しにより乙の債務総額が増加した場合であっても、乙丙は第1条による借入金部分の返済が遅滞したときは、乙丙は前項の執行認諾文書付き公正証書に基づき甲に強制執行手続を取られても異議はない。

承 諾 条 項

3枚目裏

主債務者及び連帯保証人(以下「債務者・保証人」という)は、債権者(株式会社同工ファンド)と手形割引・金銭消費貸借取引によって生じた債務の履行について、本取引約定の各条項に従うものとします(適用範囲①)。債務者・保証人の提出・裏書・引受・参加引受又は保証した手形を債権者が第三者との取引によって取得したときも、その債務の履行について本条の各条項に従うものとします(適用範囲②)。

第 1 条 (手形金債務と借入金債務)

- ① 手形によって貸付を受けた場合は、手形又は貸付金債権のいずれによって請求されても異議はありません。
② 第6条②項の約束手形によって請求されても異議はありません。

第 2 条 (利息・損害金・諸費用)

- ① 元利息及び手数料等の支払は、金銭消費貸借契約書又は取引明細書に定める個別取引約に従います。
② 期限に債務の支払を行わなかったとき、もしくは、期限の利益の喪失事由(第4条)に該当したときは、支払期日の翌日以降支払済みに至るまで前項の利息に代えて損害金(年40.004%)を支払います。
③ 貸付・割引の利用日数(15日未満の場合は、利用日数を15日として利息等の計算を行うこと)を承諾します。
④ 次の諸費用は債務者・保証人が負担します。
1. 契約書類等貼付印紙代
2. 公正証書作成・送達等公正証書に関する一切の費用
3. 不動産登記・抹消費用
4. 郵便局・公証役場における確定日付手数料
5. 手形取立料
6. 不動産登記簿・商業登記簿謄本取得代

第 3 条 (融資契約書類・印鑑証明その他書類の交付と更新)

- ① 債権者所定の融資関連書類、債務者・保証人の印鑑証明書を、差替や更新のため債権者の請求後直ちに差し入れます。
② 勘定科目明細付決算書(納税申告書)は毎決算期後2ヵ月以内に差し入れます。

第 4 条 (期限の利益の喪失)

- ① 債務者・保証人の中一人たりとも次の各号に定めた事由の一つでも生じたときは、債権者から通知、催告がなくとも一切の償済について当然に期限の利益を失い、直ちに債務金額を弁済します。
1. 債務者・保証人が提出・引受・裏書をした手形・小切手が一通でも不渡るとき
2. 債務者・保証人が差入れた手形・小切手の提出人・裏書人・支払人・引受人の中一人たりとも不渡を出したことが判明したとき
3. 債務者・保証人並びに割引手形・担保手形及び小切手の手形提出人・裏書人・支払人・引受人のうちいずれかについて、他の債務のため強制執行・仮差押・仮差押又は破産・競売の申立等を受けたとき、もしくは、自ら破産・和解・整理・会社更生の申立をしたとき
4. 債務者との約定に基づく元利息の支払を1回でも怠ったとき、もしくは、債務の一部でも履行を遅滞したとき
5. 債務者・保証人の不動産に債権者の承諾無くして、所有権移転(根)抵当権・賃借権設定の仮登記もしくは本登記等の登記がなされたとき

- 6. 第3条に定める融資契約書類・印鑑証明書の偽造書類の交付を受けたとき
7. その他本条の各条項に抵触したとき、又は、債権者が債権保全のため必要と認めるとき

② 前項に定める償済には割引手形の買戻債務を含むことを承諾します。

第 5 条 (割引手形の買戻し)

- ① 主債務者・保証人は割引手形がその支払期日に不渡となったとき、第4条により期限の利益を失ったときは、債権者より通知・催告がなくとも当然に、全ての割引手形を手形面記載の金額で買戻す義務を負い、直ちに弁済します。但し、買戻すべき割引手形の指定があるときは、債権者の指示に従います。
② 前項による債務を履行するまでは、債権者は手形所持人として一切の権利を行使することができず。

第 6 条 (連帯保証人)

- ① 連帯保証人は、保証金金額・期間を定めて保証契約書を作成して債権者に差し入れます。
② 連帯保証人は、前項の保証契約とともに、保証金金額を積立てする債務者所定の約束手形(保証手形)の提出・裏書をして債権者に差し入れます。
③ 連帯保証人は、連帯保証期間満了の満了日ともなっており(保証期間経過後)に発生した債務者の債務について保証しないときは、期間満了の前1ヵ月前に文書をもって債権者に通知することとし、この通知を行わないときは更に5年間保証期間が自動延長されることを承諾します。その後も同様とします。
④ 連帯保証人は他の連帯保証人の存在、他の連帯保証人による弁済の有無に拘わらず主たる債務が完済となるまで、又は、頭書の保証限度額に至るまで支払の責任を負います。(累積的保証)
⑤ 期間満了以外の事由で保証契約を解除・終了させる旨通知しても効力を生じないことを確認します。期間満了により主たる債務が完済されるまでは保証人として支払の責任を負うことを確認します。

第 7 条 (準消費貸借取引の事前承諾)

- ① 債権者の判断により、複数貸付を一つの貸付とする(以下「貸口統合」という)ことができることに同意します。この貸口統合が行われた場合には、貸口統合前の保証や担保等は継続することに同意します。
② 貸口統合を行うときは、債権者は主債務者に対して原則として郵送により貸口統合内容を記した書面(取引明細書)を交付することに同意します。

第 8 条 (公正証書)

- ① 強制執行認許付金銭消費貸借公正証書、同債務弁済契約公正証書・抵当権設定契約公正証書を作成することに同意します。
② 公正証書正原本申請受領、執行交付と申請受領、送達申請及び証明申請受領等、公正証書作成委任に関する一切の権限を債権者が指定する者に委任することに同意し、主債務者・保証人が居住した住所に公正証書を送達することに同意します。
③ 公証制度の制約により公正証書に表示された約定と私書金銭消費貸借契約書の約定とが異なる場合は、私書の金銭消費貸借契約書の約定に従うことに同意します。

第 9 条 (根抵当権の設定並びに仮登記の承諾)

- ① 債務者・保証人が所有する不動産に対し、一切の債務を担保するため、根抵当権設定等の担保権を根保証金額の範囲で設定することを同意します。
② 期限に債務の支払を行わなかったとき、もしくは、期限の利益を失ったとき(第4条)に該当したときは、担保権設定契約書とともに差入れた承諾書によって仮登記をすることに異議はありません。
③ 前項により仮登記を行ったときは、その仮登記を本登記とするため、債権者と協力して遅滞なく必要な手続を行います。

第 10 条 (弁済の充当順序)

弁済の充当順序について、法定の順序に拘わらず債権者が適当と認める順序・方法によって、弁済充当することができることに同意します。

第 11 条 (担保・再担保)

- ① 現在差入れている担保及び将来差入れる担保は、全て、本契約に基づいた債務、保証債務、その他現在及び将来負担する債務を共通に担保することに同意します。債権保全のために債権者が請求したときは、債務者の承認する担保又は保証人を直ちに差し入れます。
② 担保は必ずしも法定の手続きによらず、一般に適当と認められる方法、時期・価格等により債権者が取立又は処分の上、その取得金から諸費用を差引いた残額を弁済充当することができることに同意し、弁済充当後に残債務が残るときは残債務を直ちに弁済します。
③ 債務者・保証人に対して有する債権及び債権者が差入れを受けた担保については、債権者は担保の種類を問わず債務者・保証人に対する事前の通知なくして第三者に再担保として供することができることに同意します。
④ 債権者には現在及び将来の代位弁済者に対する関係において担保保存義務はなく、担保権の喪失又は減少が生じた場合であっても、その担保価値の減少を補う義務はないことを確認します。

第 12 条 (担保・書類の返却等)

- ① 担保・契約書類・手形等の返却は、完済後15日を超えない期間に返却されることに同意します。
② 担保・契約書類・手形等の返却は原則として完済を行った最終支払者に対して行われることに同意します。
③ 不動産の担保権設定登記の抹消については、債権者が必要と認めた場合には、債権者が抹消手続を行うことに同意します。
④ 代位弁済の場合、根抵当権設定仮登記の移転ないし抹消を受けないものとし、仮登記・本登記の抹消書類を交付されることに同意します。
⑤ 保証人や第三者が弁済した場合、代位による債権者から取得した権利は債権者の同意がなければこれを行使しませんし、行使させません。

第 13 条 (届出事項の変更)

- ① 印鑑・名称・商号・代表者・住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに、債権者に対して書面で届出ます。
② 前項の届出を怠ったために債権者の通知・書類送付等が延滞し、又は、到着しなかったときは、通常到着すべきときに到着したものとみなすことに同意します。

第 14 条 (情報登録)

債務者・保証人は本契約締結にあたり次のことを同意します。

- 1. 自己の信用情報(氏名・生年月日・住所等の本人特定情報、借入内容・返済状況・返済等の客観的情報)が、貴社(借)により全国信用情報センター連合会(以下、「全国債連(注)」という)加盟の信用情報機関に報告され、当該機関がこれを登録すること
2. 上記信用情報の登録期間は、本契約締結中及び本債務を完済した日から5年を超えない期間、但し返済等の情報については当該事実の発生日から5年を超えない期間であること
3. 上記信用情報が、全国連加盟の信用情報機関及び全国債連と提携する信用情報機関の会員により返済又は支払能力に関する調査のために利用されること
4. 自己の信用情報に係わる開示請求又は当該情報に誤りがある場合の訂正・削除の申立は全国債連の定める手続きによって行うこと
(注)全国債連は貸金業者を主たる会員とする信用情報機関によって構成される団体で、消費者信用の健全な発展を目的として運営されています。信用情報の開示請求等については、0120-441481にて全国連加盟の最寄りの信用情報機関にお問い合わせ下さい。

第 15 条 (適用店舗)

本承諾事項は債務者・保証人と債権者の本支店との諸取引に共通に適用されることに同意します。

第 16 条 (合意管理)

金銭消費貸借・手形割引等、本承諾事項に基づく各取引に関して訴訟の必要性が生じた場合は、債権者の本支店を管轄し且つ本契約時の主債務者住所が所屬する都道府県庁所在地を管轄する簡易裁判所を専属的管轄裁判所とするに同意します。

Table with 4 rows and 2 columns. Rows: 主債務者, 連帯保証人, 連帯保証人, 連帯保証人. Columns: 押印不要, 押印不要. The table is mostly crossed out with diagonal lines.

控 限度付根保証承諾書兼 金銭消費貸借契約証書

(債務弁済公正証書作成嘱託委任状)

(金銭消費貸借取引約定)

4枚目表

契約No. [ ]

平成 年 月 日

登録番号： 関東財務局長(4)第00754号

東京都 [ ]

(債権者) (甲) 株式会社 商工ファンド 代表取締役 [ ] 殿

主債務者 (乙)	住所	押印不要
	商号/氏名	
連帯保証人 (丙)	代表者	職業 [ ]
	住所	
連帯保証人 (丙)	商号/氏名	押印不要
	代表者	
連帯保証人 (丙)	住所	押印不要
	商号/氏名	
連帯保証人 (丙)	代表者	職業 [ ]
	住所	
連帯保証人 (丙)	商号/氏名	押印不要
	代表者	
連帯保証人 (丙)	住所	押印不要
	商号/氏名	
連帯保証人 (丙)	代表者	職業 [ ]
	住所	

- (1) 丙は乙が甲に対して負担する債務につき、以下のとおり、右記金銭消費貸借取引約定による金銭消費貸借契約による債務のほか、下記根保証の範囲記載の債務について、乙と各自連帯して保証債務を負うことを承諾します。なお、乙の代表者個人は本契約に拘らず、乙の甲に対する債務金額を保証します。
- (2) 乙及び丙は、甲・乙・丙間において右記「金銭消費貸借取引約定」及び裏面「承諾条項」のとおり契約が成立したことを承諾します。
- 以上が成立したことを証するため本書を作成し、甲に対して差入れます。

根保証の範囲	本根保証契約締結日現在主債務者が貴社に対して既に負担している債務及び、次の根保証期間に発生する債務。尚、利息・損害金は上記限度額を超えて支払う。	
根保証期間	※コンピュータ印字 平成 年 月 日から5年間	
根保証限度額 (元本限度額)	漢数字	円
	アラビア数字	円
既存債務残高	貸付高	円
	引当高	円

押印不要

※既存債務残高に今回の貸付金は含まれておりません。

第1条 (債務の内容)

項目	債務の内容	
① 取引の種類	金銭消費貸借取引	
② 取引元本	金 円也	
③ 取引発生日	平成 年 月 日 借入	
④ 弁済日	平成 年 月 日	
⑤ 利息	とし (実質年率 %)とする。(年365日の日割計算)	
⑥ 元金及び利息の支払方法	1. 元金一括	イ. 平成 年 月 日に元金を一括支払う。 ロ. 本日借入日より平成 年 月 日までの利息を支払う。 ハ. 平成 年 月より平成 年 月まで各月 日限り 分の利息を支払う。
	2. 元金均等	イ. 平成 年 月より平成 年 月まで、各月 日限り金 円の元金を支払う。 (但し、最終回は金 円を支払う) ロ. 本日借入日より平成 年 月 日までの利息を支払う。 ハ. 平成 年 月より平成 年 月まで各月 日限り 分の利息を支払う。
	3. 元利均等	別紙の通り元利金を支払う。
	4. その他	別紙の通り元利金を支払う。
⑦ 損害金	年 40.004%とする。	
⑧ 調査料・事務手数料	イ. 借入時に金 円の調査料を支払う。	
	ロ. 借入時に金 円の事務手数料を支払う。	
	ハ. 元利金の支払時に元本残高の %の割合による諸費用を支払う。	

乙は甲に対して上記の金銭消費貸借取引を申し入れ、甲はこれを承諾し、乙はこれに基づく金銭を借入れ受領した。

第2条 (連帯保証)

丙は、乙と連帯して保証することを約し、甲はこれを承諾した。

第3条 (期限の利益の喪失)

乙又は丙の中一人たりとも次の各号の事由のうち一つでも生じたときは、甲の通知・催告なくとも当然に、期限の利益ないし分割弁済の利益を失い、債務残元本及びこれに対する損害金を即時弁済する。

- 乙又は丙の振出・引受・裏書をした手形、小切手が一通でも不渡りになったとき。
- 乙又は丙が借入の担保として差入れた手形、小切手が一通でも不渡りとなったとき (当該手形の期日の到来、未到来を問わない)。
- 乙又は丙が他の債務のため強制執行、仮差押、仮処分を受け、又は、破産、和議、整理、会社更生の申立があったとき。
- 乙又は丙が元利金の返済を一度でも怠ったとき、もしくは、乙又は丙の甲に対する債務の一部でも怠ったとき。
- 乙又は丙の不動産に甲の承諾なくして、所有権移転、(根)抵当権、質権設定の仮登記、もしくは、本登記等の登記がなされたとき。
- 乙又は丙が甲に対し住所変更の届出を怠り、乙又は丙の中一人たりとも所在が不明となったとき。

第4条 (強制執行認諾)

乙丙は甲に対する債務について強制執行認諾条項付きの公正証書を作成する。借り増しにより乙の債務総額が増加した場合であっても、乙丙は第1条による借入金部分の返済が遅滞したときは、乙丙は前項の執行認諾文言付き公正証書に基づき甲に強制執行手続を取られても異議はない。

承 諾 条 項

本 取 引 書

主債務者及び連帯保証人（以下「債務者・保証人」という）は、債権者（株式会社商工ファンド）と手形割引・金銭消費貸借取引によって生じた債権の履行について、本取引約定の各条項に従うものとします（適用範囲①）。債務者・保証人の提出・裏書・引受・参加引受又は保証した手形を債権者が第三者との取引によって取得したときも、その債務の履行について本条の各条項に従うものとします（適用範囲②）。

第 1 条（手形金債務と借入金債務）

① 手形によって履行を受けた場合は、手形又は貸付金債務のいずれによって請求されても異議はありません。  
② 第 6 条 2 項の約定手形によって請求されても異議はありません。

第 2 条（利息・損害金・諸費用）

① 元利息及び手形手数料等の支払は、金銭消費貸借契約証券又は取引明細書に定める個別取引約定に従います。  
② 期限に債務の支払を行わなかったとき、もしくは、期限の利益の喪失事由（第 4 条）に該当したときは、支払期日の翌日以降支払済みに至るまで前項の利息に代えて損害金（年 4.004%）を支払います。  
③ 貸付・割引の利率が 15 日未満の場合は、利用日数を 15 日として利息等の計算を行うことを承諾します。  
④ 次の諸費用は債務者・保証人が負担します。  
1. 契約書類等送付印刷代  
2. 公正証書作成・送達等公正証書に對する一切の費用  
3. 不動産登記・抹消費用  
4. 郵便局・公証役場における法定日当手数料  
5. 手形取立料  
6. 不動産登記簿・商業登記簿謄本取得代

第 3 条（融資契約書類・印鑑証明その他書類の交付と更新）

① 債権者所定の融資関連書類、債務者・保証人の印鑑証明書を、進捗や更新のため債権者の請求後直ちに差し入れます。  
② 勘定科目明細付決算書（納税申告書）は毎決算期後 2 か月以内に差し入れます。

第 4 条（期限の利益の喪失）

① 債務者・保証人の中一人たりとも次の各号に定めた事由の一つでも生じたときは、債権者から通知・催告がなくとも一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を弁済します。  
1. 債務者・保証人が提出・引受・裏書をした手形・小切手が一度でも不渡るとき  
2. 債務者・保証人が差入れた手形・小切手の提出人・裏書人・支払人・引受人の一人たりとも不渡を出したことが判明したとき  
3. 債務者・保証人並びに割引手形・担保手形及び小切手の提出人・裏書人・支払人・引受人のうちいずれか一つは、他の債務者のため強制執行・差押・仮処分又は破産・競売の申立等を受けたとき、もしくは、専ら破産・和解・整理・会社更生の申立をしたとき  
4. 債権者との約定に基づく元利息の支払を 1 回でも怠ったとき、もしくは、債務の一部でも履行を遅滞したとき  
5. 債務者・保証人の不動産に債権者の承諾無くして、所有権移転（複）抵当権・質権場設定の仮登記もしくは本登記等の登記がなされたとき

① 買入金に定める金銭消費貸借・印鑑証明書その他書類の交付を受けたとき  
② その他不渡の各条項に違反したとき、又は、債権者が債権保全のため必要と認めるとき  
③ 前項に定める債務には割引手形の買戻債務を含むことを承諾します。

第 5 条（割引手形の買戻し）

① 主債務者・保証人が割引手形がその支払期日に不渡となったとき、第 4 条により期限の利益を失ったときは、債権者より通知・催告なくとも当然に、全ての割引手形を手形面記載の金額で買戻す義務を負い、直ちに弁済します。但し、買戻すべき割引手形の指定があるときは、債権者の指示に従います。  
② 前項による債務を履行するまでは、債権者は手形所持人として一切の権利を行使することができます。

第 6 条（連帯保証）

① 連帯保証人は、擔保保証金額・期間を定めて擔保契約書を作成して債権者に差し入れます。  
② 連帯保証人は、前項の擔保契約書とともに、擔保保証金額を額面とする債権者所定の約束手形（擔保手形）の提出・裏書をして債権者に差し入れます。  
③ 連帯保証人は、連帯保証期間の満了にともなって、その後（保証期間経過後）に発生した債務者の債務について保証しないときは、期間満了の前 1 ヶ月前に文書をもって債権者に通知することとし、この通知を行わないときは更に 5 年間保証期間が自動延長されることを承諾します。その後も同様とします。  
④ 連帯保証人は他の連帯保証人の存在、他の連帯保証人による弁済の有無に拘わらず主たる債務が完済となるまで、又は、頭書の保証期限満了に至るまで支払の責任を負います。（累積的保証）  
⑤ 期間満了以外の事由で保証契約を解除・終了させる旨通知しても効力を生じないことを確認します。期間満了により保証期間の延長をしない場合でも、期間内に発生した主たる債務が完済されるまでは保証人として支払の責任を負うことを確認します。

第 7 条（金銭消費貸借取引の事前承諾）

① 債権者の判断により、複数貸付を一つの貸付とする（以下、貸付統合という）ことができることに同意します。この貸付統合が行われた場合には、貸付統合前の保証や担保等は継続することに同意します。  
② 貸付統合を行うときは、債権者は主債務者に対して原則として郵送により貸付統合内容を記した書面（取引明細書）を交付することに同意します。

第 8 条（公正証書）

① 強制執行認許金銭消費貸借公正証書、同債務弁済契約公正証書・擔保場設定契約公正証書を作成することに同意します。  
② 公正証書正務本申請受領、執行交付申請受領、送達目録及び証明申請受領する等、公正証書作成委託に關する一切の権限を債権者が指定する者に委任することに同意し、主債務者・保証人が居住した所在地に公正証書を送達することに同意します。  
③ 公証制度の制約により公正証書に表示された約定と私書金銭消費貸借契約証券に表示された約定とが異なるときは、私書金銭消費貸借契約証券の約定に従うことに同意します。

第 9 条（担保権の設定並びに仮登記の承諾）

① 債務者・保証人が所有する不動産に対し、一切の債務を担保するため、担保権設定等の担保権を担保保証金額の範囲で設定することを同意します。  
② 期限に債務の支払を行わなかったとき、もしくは、期限の利益喪失事由（第 4 条）に該当したときは、担保権設定契約書とともに差し入れた承諾書によって仮登記をすることに異議はありません。  
③ 前項により仮登記を行ったときは、その仮登記を本登記とするため、債権者と協力して遅滞なく必要の手続きを行います。

第 10 条（非済の充当順序）

非済の充当順序について、法定の順序に拘わらず債権者が適当と認める順序・方法によって、弁済充当することができますことに同意します。

第 11 条（担保・再担保）

① 現在差し入れている担保及び将来差し入れる担保は、全て、本契約に基づく主たる債務、保証債務、その他現在及び将来負担する債務を共通に担保することに同意します。  
② 債権保全の必要により債権者が請求したときは、債権者の承諾した担保又は保証人が直ちに差し入れます。  
③ 担保は必ずしも法定の手続きによらず、一般に適当と認められる方法（時限・価格等により債権者が取立又は処分の上、その取得金から諸費用を差し引いた残額を弁済充当することができる）に同意し、弁済充当後に残債務が残るときは残債務を直ちに弁済します。  
④ 債務者・保証人に対して有する債権及び債権者が差し入れた担保については、債権者は担保の種類を問わず債務者・保証人に対する専断の通知をなくして第三者に再担保として供することができることに同意します。  
⑤ 債権者に現在及び将来の代位弁済者に対する関係において担保平等権はなく、担保権の喪失又は減少が生じた場合であっても、その担保価値の減少を補う義務はないことを確認します。

第 12 条（担保・書類の返却等）

① 担保・契約書類・手形等の返却は、完済後 15 日を超えない期間に返却されることに同意します。  
② 担保・契約書類・手形等の返却は原則として完済を行った最終支払者に対して行われることに同意します。  
③ 不動産の担保権設定登記の抹消については、債権者が必要と認めた場合には、債権者が抹消手続きを行うことと同意します。  
④ 代位弁済の場合、担保権設定仮登記の移転ないし抹消を受けないものとし、仮登記・本登記の抹消書類を交付されることに同意します。  
⑤ 保証人や第三者が弁済した場合、代位によって債権者から取得した権利は債権者の同意がなければこれを行使できません。行使できません。

第 13 条（届出事項の変更）

① 印章・名称・商号・代表者・住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに、債権者に対して書面で届出ます。  
② 前項の届出を怠ったために債権者の通知・書類送付等が遅滞し、又は、到着しなかったときは、通常到着すべきときに到着したものとみなすことに同意します。

第 14 条（情報登録）

債務者・保証人は本契約締結に当たり次のことを同意します。

1. 自己の貸借情報（氏名・生年月日・住所等の本人特定情報、借入内容・返済状況・延滞等の客観的情報）が、貴社（店）により全国信用情報センター連合会（以下、「全国債（注）」という）加盟の信用情報機関に報告され、当該機関がこれを登録すること。  
2. 上記信用情報の登録期間は、本契約締結時及び本債務を完了した日から 5 年を超えない期間、但し延滞等の情報については当該事実の発生日から 5 年を超えない期間であること。  
3. 上記信用情報が、全国債加盟の信用情報機関及び全国債と提携する信用情報機関の会員により返済又は支払能力に関する調査のために利用されること。  
4. 自己の信用情報に係る開示請求又は当該情報に誤りがある場合の訂正・削除の申立は当該連の定める手続きによって行うこと。  
(注) 全国債は貸金業者を主な会員とする信用情報機関によって構成される団体で、消費者信用の健全な発展を目的として運営されています。信用情報の開示請求等については 03(0)20-441481 にて全国債加盟の最寄りの信用情報機関にお問い合わせ下さい。

第 15 条（適用店舗）

本承諾条項は債務者・保証人と債権者の本支店との諸取引に共通に適用されることに同意します。

第 16 条（合意管轄）

金銭消費貸借・手形割引等、本承諾条項に基づく取引に關して訴訟の必要性が生じた場合は、債権者の本支店を管理し且つ本契約等の主債務者住所地在所する朝田南東庁所在地を管轄する簡易裁判所を専属的管轄裁判所とすることに同意します。

Table with 4 rows and 2 columns. Rows: 主債務者, 連帯保証人, 連帯保証人, 連帯保証人. Columns: 押印不要, 押印不要. Includes text: 本書控正にお受け致しました